

(別添)

富山県食育リーダー派遣要領

1 目的

健全で豊かな食生活の実現に向けた食育の推進を図るため、関係機関、団体等が主催する講演、研修会等に「富山県食育リーダー（以下「食育リーダー」という。）」を派遣するもの。

2 実施主体

富山県（公益社団法人 富山県栄養士会（以下「栄養士会」という。）に委託）

3 食育リーダーの役割等

- (1) 食育リーダーは、食育等に関する知識・技術の普及・啓発を図る役割を担う。
- (2) 食育リーダーは、登録された者とする。
- (3) 食育リーダーの活動は、派遣要請に応じて行われる。
- (4) 食育リーダーの派遣等に関する事務は、公益社団法人 富山県栄養士会が行う。

4 派遣基準等

食育リーダーを派遣する基準等は、次のとおりとする。

- (1) 対象団体
保育所・幼稚園、学校、企業、ボランティア団体、地域住民、市町村等
- (2) 対象事業
 - ① 食育の推進を図るための研修であること。
 - ② 概ね20名以上を対象とする研修であること。
 - ③ 政治、宗教、営利目的としないこと。
 - ④ 県内で開催される研修であること。
- (3) 派遣に関する経費
食育リーダー派遣に伴う報償費、旅費は県側が負担する。

5 申請手続き等

食育リーダーの派遣を希望する場合は、次の手続きによる。

- (1) 派遣を希望する研修会等の主催者（以下「主催者」という。）は、派遣を要する日の1か月前までに、栄養士会と電話等により事前協議を行うものとする。
- (2) 事前協議終了後、原則として研修会等実施の20日前までに、「食育リーダー派遣申請書」（様式1）を、富山県栄養士会長（以下「栄養士会長」という。）あてに申請し、承認を受けるものとする。
- (3) 栄養士会長は、申請書の内容を審査し、食育リーダーの派遣が適当と判断される場合に、派遣日程等について主催者と派遣予定リーダーとの調整を図るものとする。

6 実施報告

- (1) 主催者は、研修会等終了後、「食育リーダー派遣 利用者アンケート」（様式2）を栄養士会に提出する。
- (2) 食育リーダーは、派遣後、2週間以内に活動結果を「食育リーダー活動報告書（様式3）」により、栄養士会長あてに報告する。

附則

この要領は、平成28年4月27日から施行する。